

## 1. 町有財産の処分(譲渡)

- (1) 事業承継日 令和5年12月1日
- (2) 事業承継先 団体名 奥出雲椎茸株式会社  
 代表者名 代表取締役 佐野 浩一  
 本社所在地 島根県仁多郡奥出雲町三沢98番地3  
 設立年月日 令和5年5月16日  
 資本金 1千万円
- (3) 椎茸関連施設等の取扱い
- ①町有の土地(亀嵩・阿井ハウス用地)
    - … 賃貸借契約
  - ②町有の建物(オガコセンター・楯木センター・集出荷施設・ハウス・水耕施設)
    - … 有償譲渡
  - ③上記のほか、旧有限会社奥出雲椎茸所有の椎茸ハウスを奥出雲椎茸株式会社が破産管財人から取得する
    - … 亀嵩ハウス4棟・上阿井ハウス5棟・下阿井ハウス3棟・三沢ハウス2棟

## 2. 椎茸関連施設の土地所有者との協議

21名すべての地権者から奥出雲椎茸株式会社との新たな賃貸契約について合意をいただいた。

## 3. 「雲太」の種菌の権利

種苗登録のある種菌「雲太1号・雲太2号」について、破産管財人から町が取得せず、奥出雲椎茸株式会社が取得する。

## 4. 金融機関への損失補償の弁済 (債務の借入れは法律上できない)

合計 約9億4900万円 (元本 8億9000万円 利息 5900万円)

- (1) 財源は基金(財政調整基金等)から約8億5200万円、一般財源から9700万円により支出。
- (2) 基金残高減少により財政運営が厳しくなることから、県から無利子での借入れを予定(県議会での議決後決定)。
- (3) 県からの借入額は、令和6～8年の償還金の約9億4900万円。返済は令和6年から15年間で償還(年約6070万円)。
- (4) これにより、間接的に損失補償額約9億4900万円を県から無利子で借入れ、15年で償還することになる。